

健全性について

自己資本比率は、国内基準(4%)を大幅に上回る8.51%を確保いたしました。また、不良債権比率は、厳正な自己査定を行った結果、2.72%になりました。

今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

》自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。

当金庫の2019年3月末の自己資本比率は8.51%となり、国内基準(4%)を大きく上回っております。

今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

【自己資本比率】

(単位:百万円・%)

項目	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末
コア資本に係る基礎項目(A)	20,430	21,926	22,797
コア資本に係る調整項目(B)	75	134	158
自己資本額(C)=(A)-(B)	20,354	21,791	22,639
リスクアセット等計(D)	243,606	268,037	265,819
自己資本比率(C)/(D)	8.35	8.13	8.51

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(注)2.詳細につきましては、48ページ～54ページをご覧ください。

》貸出債権等の健全性について

2019年3月末の不良債権比率は、前期比0.05ポイント上昇し、2.72%となりました。

今後も地域金融機関として、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

【不良債権比率(額)】

(単位:百万円・%)

	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末
不良債権	7,013	9,182	9,372
正常債権	293,643	333,619	335,109
金融再生法上の開示債権額	300,656	342,802	344,481
不良債権比率	2.33	2.67	2.72



貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

- 貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。
- 当金庫の金融再生法開示債権(根拠法:金融再生法)及びリスク管理債権(根拠法:信用金庫法)は以下のとおりです。

金融再生法に基づく開示債権

金融機能の安定と再生を図ることを目的とした「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき、当金庫の資産査定の結果を下記の4つの債権に区分して開示しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法に基づく開示債権は貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の各勘定を含みます。

このようにリスク管理債権と比べて対象が拡大するため、開示額に差異が生じます。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a-c)	引当率(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	2018年3月末 2019年3月末	9,182 9,372	8,258 8,576	6,077 5,886	2,181 2,689	89.93% 91.50%	70.24% 77.15%
破産更生債権及びこれに準ずる債権	2018年3月末 2019年3月末	4,071 4,819	4,071 4,819	2,201 2,395	1,870 2,424	100.00% 100.00%	100.00% 100.00%
危険債権	2018年3月末 2019年3月末	4,696 4,235	3,849 3,469	3,561 3,233	287 235	81.96% 81.91%	25.35% 23.53%
要管理債権	2018年3月末 2019年3月末	415 317	338 287	314 257	23 29	81.39% 90.43%	23.35% 49.52%
正常債権	2018年3月末 2019年3月末	333,619 335,109					
合計	2018年3月末 2019年3月末	342,802 344,481					

- (注)1.「破産更生債権及びこれに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権

金融機関にとって最大のリスクは、貸出金の回収が困難となる「信用リスク」ですが、当金庫ではこの「信用リスク管理」の強化を図りながら健全経営に努め、地域金融機関としてお取引先のお役に立つ融資に努めてまいりました。

リスク管理債権額の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A	
破綻先債権	2018年3月末 2019年3月末	407 678	83 358	323 319	100.00% 100.00%
延滞債権	2018年3月末 2019年3月末	8,356 8,373	5,676 5,267	1,833 2,339	89.86% 90.85%
3ヵ月以上延滞債権	2018年3月末 2019年3月末	60 —	49 —	3 —	88.08% —
貸出条件緩和債権	2018年3月末 2019年3月末	355 317	264 257	20 29	80.26% 90.43%
合計	2018年3月末 2019年3月末	9,179 9,369	6,074 5,883	2,180 2,689	89.93% 91.50%

- (注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。